

龍郷町公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

龍郷町長 竹田 泰典



1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

- (1) 秋幾地区（秋名・幾里）
- (2) 嘉渡地区（嘉渡・円）
- (3) 龍郷地区（安木屋場・龍郷）
- (4) 龍瀬地区（久場・瀬留・玉里）
- (5) 浦地区（浦・屋入）
- (6) 大勝地区（大勝・川内・中勝）
- (7) 戸口地区（上戸口・中戸口・下戸口）
- (8) 赤徳地区（赤尾木・芦徳・手広）

2 縦覧場所

龍郷町役場農林水産課